

自治体DXの推進について



総務省

令和3年11月18日

自治行政局
地域力創造グループ
地域情報化企画室

自治体DX推進計画について

自治体DXの推進について

背景

- 骨太の方針2020（R2.7.17閣議決定）では「総務省は、地方自治体のA I・R P A活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にI C T化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なK P Iを設定して取組を加速する。」とされた。

➡ 「自治体DX推進計画」の策定（R2.12.25）

計画策定の趣旨

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25閣議決定）における自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要。**
- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定するもの。**

計画の概要

1. 計画期間 R3.1～R8.3
2. 自治体におけるDX推進の意義
 - ・ デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
 - ・ 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげること
 - ・ データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること
3. 自治体に取り組む施策等
 - ・ 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
 - ・ 6つの重点取組事項
 - ①自治体情報システムの標準化・共通化 ②マイナンバーカードの普及促進 ③行政手続のオンライン化
 - ④AI・RPAの利用推進 ⑤テレワークの推進 ⑥セキュリティ対策の徹底
 - ・ その他の取組事項 地域社会のデジタル化（デジタルデバйд対策を含む）など

自治体への支援

- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金（1,788億円（R2.3次補正））、地方交付税（地域デジタル社会推進費の創設）など）
- 自治体DX推進手順書（DX計画を踏まえて、DXに着実に取り組めるよう想定される作業やスケジュール等を示すもの）

重点取組事項①

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>① 自治体の情報システムの標準化・共通化 目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本方針の下、関係府省において作成【関係府省】 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の制定【総務省・デジタル庁】 国において「(仮称)Gov-Cloud」を構築【デジタル庁】 2020年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援 (国費10/10 1508.6億円 2025年度まで)【総務省】
<p>② マイナンバーカードの普及促進 2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード交付事務費補助金により、人件費の増や窓口の増設などに要する経費について支援【総務省】 2020年度第3次補正予算において、出張申請受付等による申請促進や臨時交付窓口等の交付体制のさらなる充実に対する支援を実施(783.3億円)【総務省】
<p>③ 自治体の行政手続のオンライン化 2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に(※子育て(15手続)、介護(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自動車保有(4手続)の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【デジタル庁】 マイナポータルのUI・UX改善【デジタル庁】 2020年度第3次補正予算において、子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援 (国費1/2 249.9億円 2022年度まで)【総務省】
<p>④ 自治体のAI・RPAの利用推進 ①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> AI・RPA導入ガイドブックの策定【総務省】 AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築(自治体スマートプロジェクト事業)【総務省】 AI・RPA導入に関する経費について特別交付税措置(※情報システムの標準化・共通化を行う17業務を除く)【総務省】

重点取組事項②

重点取組事項	国の主な支援策等
<p>⑤ テレワークの推進 テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進</p> <p>①、③による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク導入円滑化のためのセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・LGWAN-ASPによるテレワーク環境の提供【総務省】 ・テレワーク導入事例等の提供【総務省】 ・地方公務員向けテレワーク導入に係る経費について特別交付税措置【総務省】
<p>⑥ セキュリティ対策の徹底 改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年にセキュリティポリシーガイドラインの改定【総務省】 ・自治体の標準化・共通化を踏まえ、「三層の対策」の抜本的見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討【総務省】 ・2020年度第3次補正予算において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を支援(国費1/2 29.3億円 2022年度まで)【総務省】

【自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項】

取組事項	国の主な支援策等
<p>① 地域社会のデジタル化 デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】
<p>② デジタルデバйд対策 「デジタル活用支援員」の周知・連携、NPOや地域おこし協力隊等地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯ショップ等が主体となる「デジタル活用支援員」によって、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等を実施【総務省】 ・[再掲] デジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」2000億円を計上(2021・2022年度 うち、道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)【総務省】

自治体DX推進に係る自治体の主なスケジュール

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」別紙1

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
推進体制の構築	体制の整備					
	人材の確保・育成等					
自治体の情報システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用		「(仮称)Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体は「(仮称)Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用)
		補助				
	※取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					
	住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、「(仮称)Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)・システム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)を補助					
自治体の行政手続のオンライン化		利便性向上に資する手続のオンライン化		その他手続のオンライン化		
		補助				
	子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナポータルへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助					
セキュリティ対策		次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行				
		補助				
	総務省が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行を補助					

自治体DX推進手順書について

自治体DX推進手順書 趣旨及び構成

趣 旨

- 総務省では、昨年末に、「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体DX推進計画」として策定。
- 自治体が、本計画を踏まえて、着実にDXに取り組めるよう、今般、自治体DX推進手順書を作成。
- 全国統一的な取組みとなる「自治体情報システムの標準化・共通化」及び「自治体の行政手続のオンライン化」については、作業手順を示す手順書を個別に作成するとともに、先行する自治体の事例をまとめた参考事例集も提供。

構 成

自治体DX全体手順書
【第1.0版】

DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの

自治体情報システムの標準化・
共通化に係る手順書【第1.0版】

自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等
を示すもの

自治体の行政手続のオンライン
化に係る手順書【第1.0版】

自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等
を示すもの

参考事例集【第1.0版】

DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、
先行する自治体の事例を集めたもの

※ 国の取組みの進捗等を踏まえて、適宜見直す。

自治体DX全体手順書【第1.0版】 概要

1. 本手順書の趣旨

- ✓ 全体手順書は、DXを推進するに当たって、想定される一連の手順を示すもの
- ✓ 主に、DX推進計画の「自治体におけるDX推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう作成

2. DX推進の手順

ステップ0 DXの認識共有・機運醸成

- ✓ 自治体は、デジタル社会形成基本法の基本理念にのっとり、自主的な施策を実施する責務を有する
- ✓ DXの実現に向け、**首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメント**が重要
- ✓ 首長等から一般職員まで、**DXの基礎的な共通理解**の形成、実践意識の醸成
- ✓ 利用者中心の行政サービス改革を進めるといふ、いわゆる「サービスデザイン思考」の共有

ステップ1 全体方針の決定

- ✓ DX推進のビジョンと工程表で構成される「**全体方針**」を決定・広く共有
- ✓ 自治体DX推進の意義を参考にしつつ、地域の実情も踏まえて、自団体のDX推進のビジョンを描く
- ✓ デジタル化の進捗状況を確認し、自団体のDXの取組内容、取組み順序を大まかな工程表にする

ステップ2 推進体制の整備

- ✓ 全庁的・横断的な推進体制の構築。DXの司令塔として、**DX推進担当部門を設置**し、各業務担当部門をはじめ**各部門と緊密に連携する体制を構築**
- ✓ 各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるよう、人材育成・外部人材の活用を図る
- ✓ 一般職員も含めて、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識、能力、経験等を設定した**体系的な育成方針**を持ち、人事運用上の取組みや、OJT・OFF-JTによる研修を組み合わせる育成
- ✓ 十分な能力・スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、**外部人材の活用**も検討

ステップ3 DXの取組みの実行

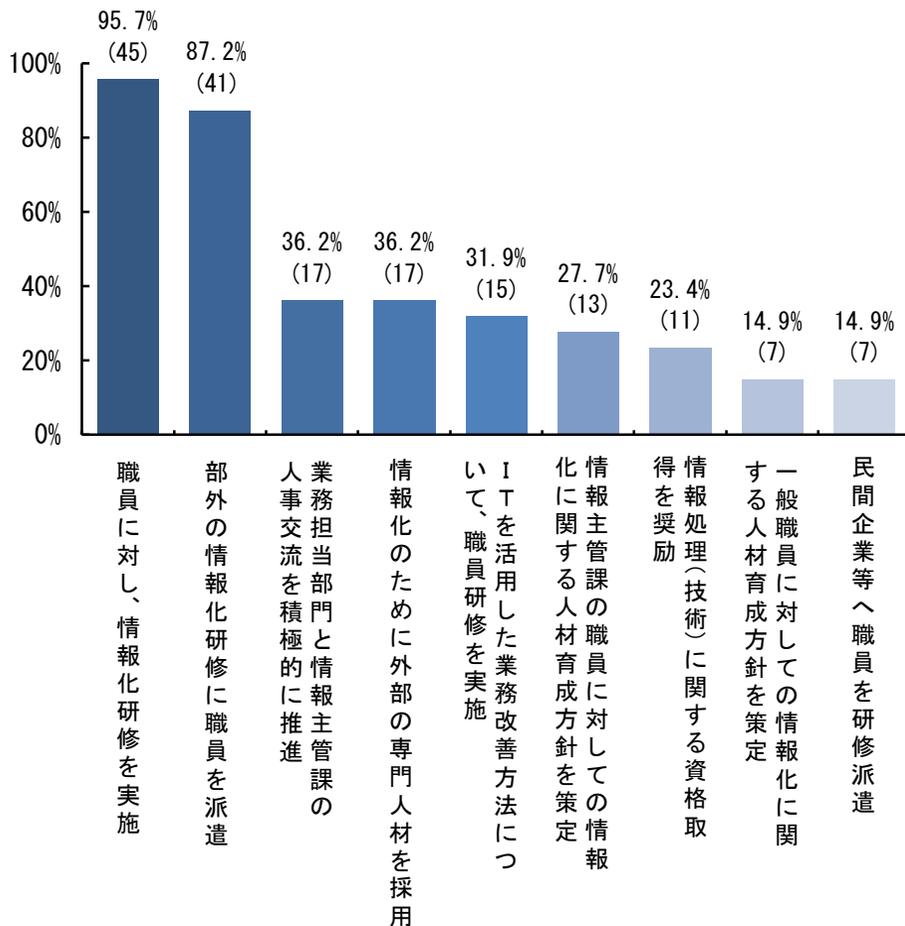
- ✓ 関連ガイドライン等を踏まえて、個別のDXの取組みを計画的に実行。「**PDCA**」サイクルによる**進捗管理**
- ✓ 取組内容に応じて、「**OODA**※」のフレームワークを活用した柔軟で速やかな意思決定

※ 「Observe（観察、情報収集）」、「Orient（状況、方向性判断）」、「Decide（意思決定）」、「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定プロセスを理論化したもの

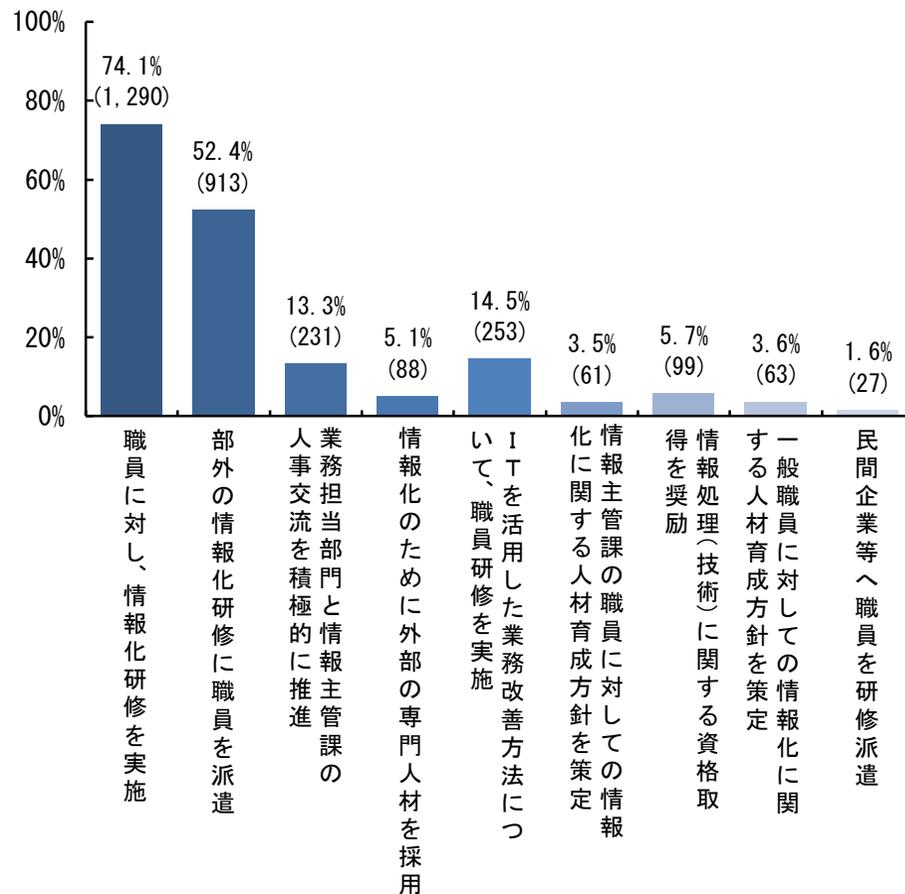
自治体における情報化についての職員の人材育成等の状況

○ 令和2年4月1日現在で、職員に対し、情報化研修を実施している団体は、都道府県では45団体（95.7%）、市区町村では1,290団体（74.1%）であった。また、部外の情報化研修に職員を派遣している団体は、都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では913団体（52.4%）であった。

都道府県 ※複数回答



市区町村 ※複数回答



地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等①

ステップ2

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は直近の定員)	研修内容
総務省自治大学校	ICT人材育成特別研修 (R2～)	9月末頃予定	都道府県及び市区町村の情報政策担当職員 ※30名程度	行政のデジタル化の推進にあたって留意すべき事項、民間企業による講演、地域の課題解決に向けたグループワーク
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー：JAMP)	ICTによる情報政策＜地方公共団体情報システム機構と共催＞ (H26～)	8月30日 ～9月3日（5日間）	市区町村情報政策担当職員 ※50名	マイナンバーカード、ICT等の利活用の最新動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義・演習
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー：JIAM)	Society5.0時代への対応 ～スマートシティの実現に向けて～ (R2～)	5月19日～21日（3日間）	市区町村等の職員 (市区町村議会議員の受講も可) ※30名	AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それらを活用し、地域の具体的な課題の解決や発展を目指す「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら考える
	第2回市町村議会議員特別セミナー	7月20日～21日（2日間）	市区町村議会議員 ※200名（うちオンライン50名）	うち1コマを「Society5.0時代の到来と行政のデジタル化（仮）」と題して実施
	地方行政のデジタル化 (R3～)	9月13日～15日（3日間）	市区町村等の職員 ※30名	これまでの枠組みにとらわれずに、新しい仕組み、技術等を活用し、行政サービスのデジタル化に取り組む先進事例等を学び、地方行政のデジタル化について考える
全国地域情報化推進協会 (APPLIC)	自治体CIO育成研修 (H18～)	IT投資評価・ガバナンス篇 8月下旬頃予定（5日間） 全体最適化と調達・運用設計編 11月中旬頃予定（5日間）	<ul style="list-style-type: none"> ・CIO(補佐官含)候補者 ・情報政策部門責任者 ・監督者及びCIOスタッフ等 ・全市・組織間の情報政策に問題意識のある中堅若手職員 ・情報政策部門、原課の情報システム・データ活用検討担当者 ※各コース：30名程度	自治体DX推進計画やデジタル手続法、自治体クラウドや番号制度など新たな取組を踏まえ、総務省が開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、講師による情報提供型の講義（座学）だけでなく、実際の地方公共団体のケースをもとに特別に設計した参加型トレーニングを体験することで、実践的に学習することができる

地方公共団体の情報担当職員等に対する各種研修等②

ステップ2

実施主体	研修の名称(括弧内は開始年度)	研修期間	対象者(※は直近の定員)	研修内容
地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)	(動画研修) 新任情報化担当者(管理職)セミナー 情報セキュリティ対策セミナー 情報化政策セミナー AI・RPA導入セミナー 自治体DX入門セミナー (ライブ研修) 情報化研修企画セミナー 情報セキュリティ監査セミナー 情報システムに関するeラーニング (H26～) 等	動画研修 3か月程度 ライブ研修 1～2日間 eラーニング 3か月程度	都道府県及び市区町村の職員 (情報セキュリティ、情報化推進、ICT利活用、ICT技術) ※動画研修：原則、定員設定なし 一部60名及び100名 ※ライブ研修：40名 ※eラーニング：500～1,500名 (全5コース)	マイナンバーカードやデータの利活用等、最新動向を踏まえながら、情報政策の企画・立案から政策目標の策定、行政サービスの充実など講義及び演習を通じて、情報化を効率的かつ円滑に推進するための必要な知識を得るための動画研修(19セミナー)、ライブ研修(7セミナー)及び専門eラーニング(5コース)を用意
地方自治研究機構 (RILG)	「Society5.0時代の地方」セミナー (R2～(H30、R1：自治体AI活用実務講習会))	東京、仙台、京都、福岡会場 で各1日(※YouTube配信あり) (R2は東京、札幌、京都、福岡)	都道府県及び市区町村の情報政策 担当以外の各行政部門の職員 ※各会場50～150名程度(全国4 会場)	Society5.0時代の地方とは、先進事例紹介、AI・RPA等のデモンストレーション
情報処理推進機構 (IPA)	5分でできる！情報セキュリティ ポイント学習 映像で知る情報セキュリティ IPA Channel (YouTubeチャンネル)	オンラインでいつでも視聴 可	-	中小企業の情報セキュリティ対策水準の底上げを図るためのツール 情報セキュリティ上の様々な脅威と対策をドラマなどを通じて学べる映像シリーズ、社内研修などでの活用向け IPA Channel では、IPA主催の講演・セミナーの模様のほか、さまざまな動画を配信

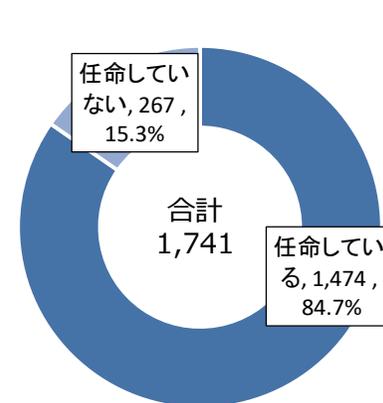
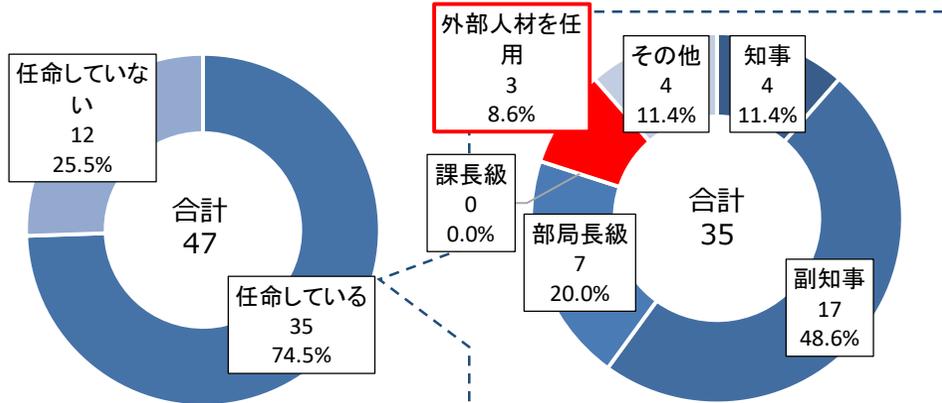
その他(資格等)

実施主体	資格の名称(括弧内は開始年度)	実施時期	対象者	内容
情報処理推進機構 (IPA)	国家資格 情報処理安全確保支援士(登録セ キスペ)制度 (H28～)	・毎年4月・10月に試験実 施 ・毎年4月・10月に合格者 の登録実施(資格取得) ・資格取得後1年に1回の オンライン講習、3年に1 回の実践講習(経済産業省 令で定めるところにより当 講習を受講する必要あり)	すべての企業・組織、IT技術者 ※年間2,000名程度が資格取得	国家資格「情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)」制度が2016年10月に創設され、IPAが本制度の実施機関として、制度を運営している。継続的な講習受講義務による人材の質の担保や、登録情報の公開による人材の見える化などを通じて、企業や組織で必要となるサイバーセキュリティ人材の育成・確保と、その活用促進を目指す。 ・受験手数料：5,700円 ・オンライン講習受講費用：20,000円 ・実践講習受講費用：80,000円

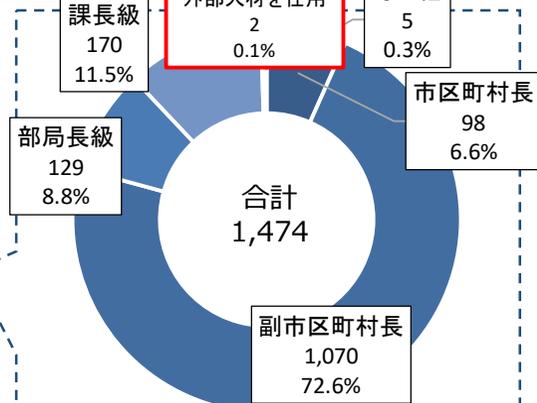
自治体におけるCIO・CIO補佐官の任命状況

- CIOについては、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長等が望ましい。実際に、副知事・副市区町村長が任命されている傾向。
- CIO補佐官はCIOのマネジメントを専門的知見から補佐する役割を担うが、令和2年4月1日現在で、外部人材を任用している自治体は少ない。

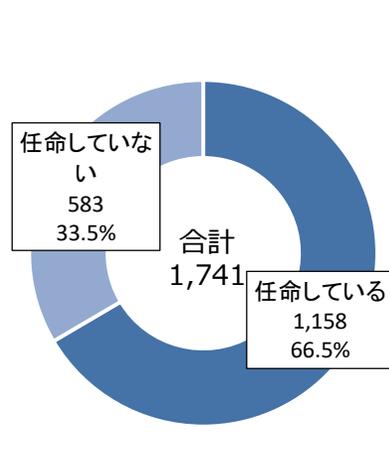
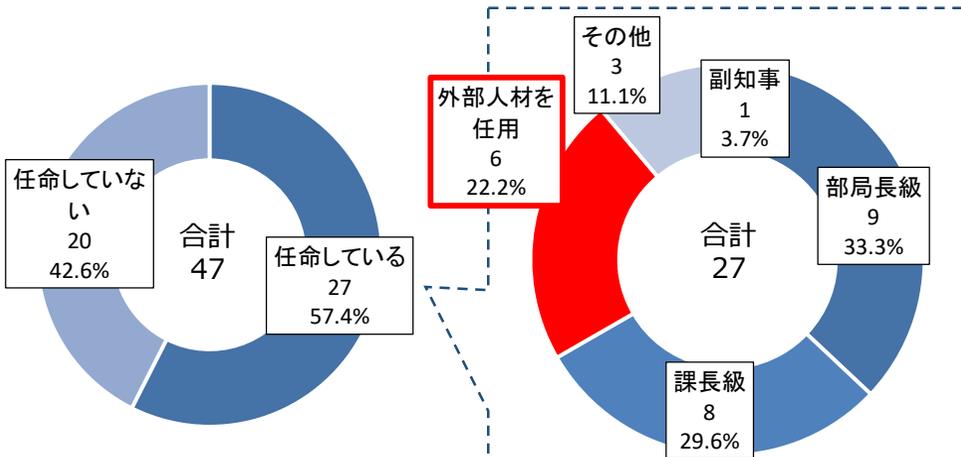
都道府県 CIOの任命状況



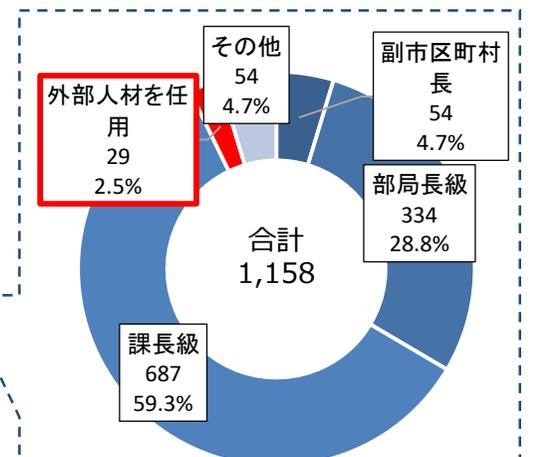
市区町村 CIOの任命状況



都道府県 CIO補佐官の任命状況



市区町村 CIO補佐官の任命状況



(1) 外部人材の確保に係る国の財政措置

	概要
CIO補佐官等としての任用等に要する経費に対する特別交付税措置	【市区町村による任用等】 令和3年度から、新たに、市区町村がCIO補佐官等として、外部人材を特別職非常勤職員として任用する場合又は外部に業務委託する場合の経費について、特別交付税措置を講じるもの
都道府県過疎地域等政策支援員 (特別交付税措置)	【都道府県による任用等】 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を任用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じるもの
地域活性化起業人 (特別交付税措置)	【企業からの派遣】 幅広く地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣を受ける場合、派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れに要する経費等について特別交付税措置を講じるもの

(2) 外部人材の募集情報の周知

- ✓ 外部人材を確保する手法として、紹介や伝手の活用、民間人材紹介会社の利用、ICT企業等の社員の派遣を受けるための連携協定の締結、公募などがある
 - ✓ 公募の場合に、**一自治体の情報発信の取組みでは、募集情報をデジタル人材や企業に十分届けることが難しい**
- 総務省では、市区町村における外部人材の確保を支援するため、**市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報の更新について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信**

自治体の行政手続のオンライン化について

自治体の行政手続のオンライン化の必要性

現状と課題

- 自治体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要があるが、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定））」とされている手続のオンライン利用率は未だ低い状況。
- オンライン化を行っている手続においても、利用者のニーズを理解した上でUI/UXを検討し、サービスの価値を高めなくては、住民の利便性向上には繋がらず、また、フロント部分だけでなく、バックオフィスも含めた業務改革の取組を徹底しなければ、行政運営の簡素化・効率化の実現は困難。

メリット

①住民の利便性の向上

- ・夜間、休日など、24時間いつでも手続を行える。
- ・自宅やオフィス、遠隔地からでもどこでも手続を行える。
- ・スマートフォンやタブレットから手続を行える。
- ・申請、届出等の用紙の入手が不要で、移動時間や待ち時間を節約することができる。 等



②行政運営の簡素化・効率化

- ・住民から受け付けた申請情報（申請データ）と業務システム保持情報との目視点検での確認作業（突合）が不要になり、職員の負担軽減につながる。
- ・申請者の個人特定が自動化できるため、本人確認作業の時間削減のみならず、正確性向上が図れる。
- ・住民票や罹災証明書発行をコンビニで行うなどにより窓口の混雑緩和につながる。
- ・真に必要な窓口対応などの業務に職員を振り向けることができる。 等

自治体の行政手続のオンライン化に関する政府方針

○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」（抜粋）

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

【取組方針】

①マイナポータルのUX・UIの抜本改善

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。



【国の主な支援策等】

- ・マイナポータルの全自治体接続環境（国による署名検証機能等）の構築【内閣府】
- ・マイナポータルのUX・UIの改善【内閣府】
- ・自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続の標準仕様を作成し、市町村に提供【総務省】
- ・自治体内の接続等に係る財政措置（国費 ½ 249.9 億円 2022 年度まで）【総務省】

「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧

○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

児童手当等の額の改定の請求及び届出

氏名変更／住所変更等の届出

受給事由消滅の届出

未支払の児童手当等の請求

児童手当等に係る寄附の申出

児童手当に係る寄附変更等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

児童手当等の現況届

支給認定の申請

保育施設等の利用申込

保育施設等の現況届

児童扶養手当の現況届の事前送信

妊娠の届出

介護関係（11手続）※市区町村対象手続

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続

罹災証明書の発行申請

自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続

自動車税環境性能割の申告納付

自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告

自動車税住所変更届

自動車の保管場所証明の申請

自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書 概要

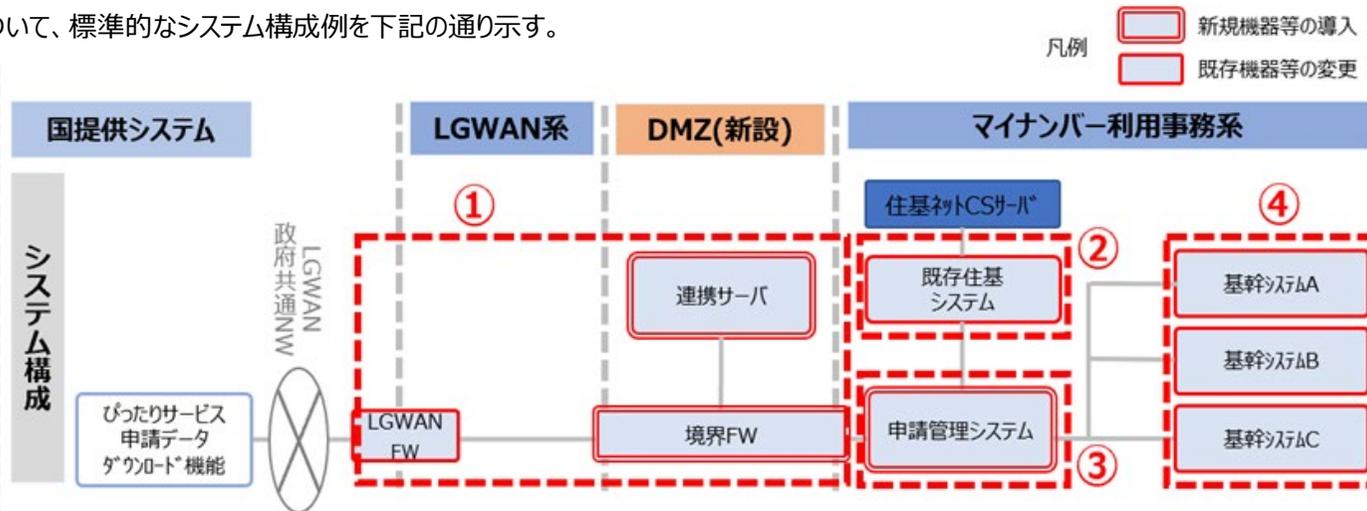
1. 仕様書の目的

▶ 令和2年12月の「地方団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定においてマイナンバー利用事務系の分離の見直しを行ったことを受け、申請データの連携プロセスを一元化でき、コストや効率の改善が期待される「申請管理システム」を構築すること等を踏まえた、自治体の基幹システムとびったりサービスとのエンドトゥエンド接続に係る標準仕様書を提供することにより、自治体の行政手続のオンライン化を推進するもの。

2. 3. 標準的なシステム構成例、技術的要件整理

○ びったりサービス申請データの自治体への連携について、標準的なシステム構成例を下記の通り示す。

- システム構成
- ①ネットワーク等の整備
 - ①-1 境界FWの設置
 - ①-2 LGWAN-FW等の設定
 - ①-3 連携サーバの新規導入
 - ②既存住基システム等の改修
 - ②-1 シリアル番号の紐付情報管理
 - ②-2 番号付き紐付情報の提供機能
 - ③申請管理システムの新規導入
 - ③-1 申請データの取り込み
 - ③-2 申請データのデータベース格納
 - ③-3 シリアル番号による申請者特定
 - ③-4 申請内容照会とステータス管理
 - ③-5 基幹システムと申請データ連携
 - ④基幹システムの改修
 - 申請管理システムから申請データを取り込むための改修



○ 申請管理システムから基幹システムへの申請データの連携方式は、以下の4方式から決定する。

方式の内容		基幹システムの改修の要否
方式1	申請内容照会画面からの転記	不要
方式2	RPA等簡易ツールの利用	不要
方式3	入力画面に取込機能実装	必要
方式4	一括取込機能の実装	必要

4. 【付録1】申請受付事務フローの整理

▶ 行政手続のオンライン化に当たっては、自治体において、オンライン化前後の申請受付事務フローを整理する必要がある。自治体の事務の参考とするため、自治体DX推進計画に記載の「特に国民の利便性向上に資する手続」のうち、子育て・介護関係の26手続について、オンライン化前後の申請受付事務フロー例を整理し、提供する。

5. 【付録2】申請管理システムと基幹システムとの連携方法の検討について

▶ 申請管理システムから基幹システムへの申請データの最適な連携方式を判断するに当たっては、自治体ごとの事情を総合的に勘案することにより決定すべきである。自治体における事務の参考とするため、手続の処理件数や基幹システムの改修費用等を踏まえた費用対効果や、手続の特性に応じた最適な連携方式を判断するための検証方法の例について、ポイントを整理し、提供する。